

尾張旭市食料品等物価高騰対策支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）における物価高騰の影響を受ける生活者への支援を目的として実施する、尾張旭市食料品等物価高騰対策支援事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 本事業は、尾張旭市（以下「市」という。）から給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）1人につきギフトカード型商品券（以下「カード」という。）1枚を配付し、給付対象者の支援を行うものとする。

(カードに記録する額)

第3条 カードに記録する額は、1枚当たり5,000円とする。

(有効期限)

第4条 一定の期間に限定して使用を促すことで、本事業の効果を確実に発揮し、目的に沿った迅速な支援を可能とするため、カードに有効期限を設定するものとする。

2 カードの有効期限は、令和8年12月31日までとする。

3 有効期限の翌日以後、カードは、その効力を失うものとする。

(給付対象者)

第5条 給付対象者は、次に掲げる者とする。ただし、尾張旭市長（以下「市長」という。）が別に定める者は、給付対象者とししないものとする。

(1) 令和8年3月1日時点において市の住民基本台帳に記録されている者

(2) その他市長が特に必要と認める者

(カードの配付方法)

第6条 カードの配付は、原則として給付対象者の住所（住民基本台帳に記録されている住所をいう。以下同じ。）に宛てて世帯員分をまとめて発送するものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定によりカードを発送した後、給付対象者の不在、所在不明等により当該給付対象者がカードを受領せず、当該カードが市へ返送された場合は、当該給付対象者に対してカード受領に係る連絡、確認等に努めるとともに、カードを再発送（国内に限る。）するものとする。

(代理による受領等)

第7条 給付対象者を代理してカードを受領することができる者（以下「代理人」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人並びに代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人をいう。）
- (2) 親族その他の平素から給付対象者の身の回りの世話をしている者であつて、市長が特に認めるもの
- (3) カードの受領が困難であると認められる給付対象者を代理する者であつて、市長が特に認めるもの

2 前項の規定により代理人がカードを受領しようとするときは、代理人は、委任状（第1号様式）に次に掲げる書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、同一世帯の親族に係るカードの受領を代理する場合その他市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 給付対象者の本人確認書類（官公署が発行した顔写真付きの証明書1点又は顔写真なしの証明書2点）
- (2) 代理人の本人確認書類（官公署が発行した顔写真付きの証明書1点又は顔写真なしの証明書2点）
- (3) 給付対象者と代理人の関係を証明する書類

3 市長は、前項の規定による確認ができない場合は、当該代理人に対するカードの配付を行わないものとする。

（辞退）

第8条 次に掲げる場合は、給付対象者がカードの配付を辞退したものとする。

- (1) 給付対象者が市長に辞退届（第2号様式）を提出した場合
- (2) カード受領後、給付対象者から返付された場合
- (3) 第6条第2項の規定によりカードの再発送に努めたにも関わらず、カードが受領されず、当該カードが市に返送された場合

（本事業に関する周知）

第9条 市長は、本事業の実施に当たり、事業の概要、給付対象者の要件、給付の手順その他の本事業に関する情報について、市広報誌及び市ホームページへの掲載等により市民に周知するよう努めるものとする。

（不当利得の返還）

第10条 市長は、給付対象者又はその代理人が次の各号のいずれかに該当するときは、既に配付したカード（既にカードを使用している場合は、当該カード及びその使用相当額）の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段によりカードの配付を受けたとき。
- (2) 給付対象者又はその代理人の要件に該当しないにも関わらずカードの配付を受けたとき。

（権利の譲渡又は担保の禁止）

第11条 カードの配付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月20日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われたカードの配付に係る第10条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

年 月 日

尾張旭市長 殿

給付対象者
住所
氏名
電話

委任状

尾張旭市食料品等物価高騰対策支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり委任します。

記

代理人	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	送 付 先	
	委任者との関係	
委任欄	私は、上記の者を代理人と認め、尾張旭市食料品等物価高騰対策支援事業のギフトカード型商品券の 受領 を委任します。 給付対象者氏名	

【提出書類】

次に掲げる書類の写しを添付してください。（該当する事項に☑を付けてください。）

- 給付対象者の本人確認書類（官公署が発行した顔写真付きの証明書1点又は顔写真なしの証明書2点）
- 代理人の本人確認書類（官公署が発行した顔付きの証明書1点又は顔写真なしの証明書2点）
- 給付対象者と代理人との関係を証明する書類

例）：運転免許証・マイナンバーカード（表）・パスポート・在留カード等

【注意事項】

- ※ この用紙は、全て委任者本人が自署してください。
- ※ 委任者本人が自署できない場合は、代筆者が本書の余白に代筆理由を記入した上で、委任者本人の捺印をお願いします。

年 月 日

尾張旭市長 殿

給付対象者

住所

氏名

電話

辞退届

尾張旭市食料品等物価高騰対策支援事業実施要綱第8条の規定によりカードの受領を辞退したいので届け出ます。

【注意事項】

- ※ この用紙は、全て給付対象者本人が自署してください。
- ※ 給付対象者本人が自署できない場合は、代筆者が本書の余白に代筆理由を記入した上で、給付対象者本人の捺印をお願いします。